

一般職の職員の配偶者帯同休業に関する法律の制定についての
意見の申出の説明

平成25年 8 月 8 日

人 事 院

人事院は、一般職の職員について、新たに配偶者帯同休業に関する制度を設ける必要があると認め、本日、国家公務員法第23条の規定に基づき、国会及び内閣に対して意見の申出を行った。

公務において活躍することが期待される職員について、配偶者の外国への転勤に伴い、配偶者に同行するために退職せざるを得ない事例が生じているとして、複数の府省等から本院に対し、そうした職員が退職することなく転勤する配偶者に同行することを可能とする休業制度の創設について、従前から要望が寄せられてきた。本院としても、民間企業におけるこのような制度の導入状況について調査を行うなど、検討を行ってきたところである。

また、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、「女性の採用・登用の促進や、男女の仕事と子育て等の両立支援について、まずは公務員から率先して取り組む」こととされ、その具体策の一つとして「配偶者の転勤に伴う離職への対応」が掲げられた。これを受けて、同月17日、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）から人事院総裁に対し、配偶者の転勤に伴う国家公務員の離職への対応として、休業制度など制度面も含め、必要な対応を検討するよう要請がなされた。

このような状況の下で、各府省における人事管理や公務運営への影響等をも考慮し検討した結果、有為な職員の継続的な勤務を促進するため、配偶者の外国での勤務等に伴い、配偶者と生活を共にすることを希望する職員に対し、職員としての身分を保有しつつ、職務に従事しないことを認める配偶者帯同休業制度を創設することが適当であると認め、今回の意見の申出を行ったものである。制度の趣旨及び内容は、別紙のとおりである。

別 紙

一般職の職員の配偶者帯同休業に関する法律の制定についての説明

第 1 目的

この法律は、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にするための休業の制度を設けることにより、有為な職員の継続的な勤務を促進し、もって公務の円滑な運営に資することを目的とすること。

【趣旨】

この法律は、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にするための休業の制度を設けることにより、有為な職員の継続的な勤務を促進し、もって公務の円滑な運営に資することを目的とすることを定めている。

第 2 定義

- 1 この法律において「職員」とは、国家公務員法第 2 条に規定する一般職に属する国家公務員（常時勤務することを要しない職員、臨時的に任用された職員その他の人事院規則で定める職員を除く。）をいうこと。
- 2 この法律において「任命権者」とは、国家公務員法第 55 条第 1 項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいうこと。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。
- 4 この法律において「配偶者帯同休業」とは、配偶者の外国での勤務その他の人事院規則で定める事由により職員が当該外国で配偶者と生

活を共にするための休業をいうこと。

【趣旨】

- 1 この法律における「職員」、「任命権者」、「配偶者」及び「配偶者帯同休業」の用語の定義を定めている。
- 2 制度の対象となる「職員」については、国家公務員法第2条に規定する一般職に属する国家公務員とする。ただし、非常勤職員、任期の限られた常勤職員、条件付採用期間中の職員等を除くことを想定している。
- 3 「配偶者」については、いわゆる事実婚状態にある者を含むものとしている。なお、配偶者は国家公務員に限らない。
- 4 「配偶者帯同休業」については、配偶者の外国での勤務その他の事由により職員が当該外国で配偶者と生活を共にするための休業をいうこととしている。外国に限ることとしたのは、外国での勤務等は、国内での勤務等と比較し、配偶者との往來を頻繁に行うことが容易ではないこと、外国では言葉や文化・生活習慣などが異なり、そこで生活をする者にとって精神面も含めその負担は相対的に大きいこと等のため、帯同を認める必要性が高いと考えられることによるものである。また、「外国での勤務その他の人事院規則で定める事由」については、外国にある事業所での勤務、大学等への留学、国際機関等での勤務などの事由を定めることを想定している。

第3 配偶者帯同休業の承認

- 1 任命権者は、職員が配偶者帯同休業を請求した場合において、当該請求をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、公務の運営

に支障がないと認めるときは、3年を超えない範囲内の期間に限り、当該職員が配偶者帯同休業をすることを承認することができること。

- 2 1の請求は、配偶者帯同休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間における配偶者の外国での勤務その他の事由を明らかにしてしなければならないこと。

【趣旨】

- 1 配偶者帯同休業は、有為な職員の継続的な勤務を促進することを目的としていることから、任命権者は、承認に当たって休業の請求をした職員について勤務成績その他の事情を考慮することとしている。
- 2 「その他の事情」とは、制度の目的に照らして承認の可否を判断するに当たって必要と認められる事情であり、例えば、配偶者帯同休業後に一定期間の在職期間が見込まれ、かつ、職務に復帰し継続して勤務する意思があることや採用後勤務成績を判断するに足る在職期間があることなどが含まれる。
- 3 任命権者は、1及び2を考慮した上で、「公務の運営に支障がないと認めるとき」は配偶者帯同休業を承認することができることとしている。
- 4 配偶者帯同休業の期間は、1回につき3年を超えない範囲内の期間としている。
- 5 配偶者帯同休業の請求は、配偶者帯同休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間における配偶者の外国での勤務その他の事由を明らかにして行わなければならないこととしている。

第4 配偶者帯同休業の期間の延長

- 1 配偶者帯同休業をしている職員は、当該配偶者帯同休業を開始した日から引き続き配偶者帯同休業をしようとする期間が3年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者帯同休業の期間の延長を請求することができること。
- 2 配偶者帯同休業の期間の延長は、1回に限るものとする。
- 3 第3の1は、配偶者帯同休業の期間の延長の承認について準用すること。

【趣旨】

- 1 配偶者帯同休業をしている職員は、当該配偶者帯同休業を開始した日から3年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者帯同休業の期間の延長を請求することができることとしている。
- 2 配偶者帯同休業の期間の延長は、公務の運営に対する影響も踏まえ、1回に限るものとしている。
- 3 配偶者帯同休業の期間の延長の請求に係る任命権者の承認については、第3の1を準用することとしている。

第5 配偶者帯同休業の効果

- 1 配偶者帯同休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しないこと。
- 2 配偶者帯同休業をしている期間については、給与を支給しないこと。

【趣旨】

- 1 配偶者帯同休業の期間中、職員はその身分を保有するが職務には従事しないこととしている。なお、配偶者帯同休業後における職務復帰を円滑に行うことができるよう、配偶者帯同休業をしている職員に対し、休業期間中その能力の維持・向上について必要な努力を求めるとともに、任命権者に対し、職務に関する情報等を職員に提供するよう求めることを定めることを想定している。
- 2 配偶者帯同休業の期間中は、職務に従事しないことから、給与を支給しないこととしている。

第6 配偶者帯同休業の承認の失効等

- 1 配偶者帯同休業の承認は、当該配偶者帯同休業をしている職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該配偶者帯同休業に係る配偶者が死亡し、若しくは当該職員の配偶者でなくなった場合には、その効力を失うこと。
- 2 任命権者は、配偶者帯同休業をしている職員が当該配偶者帯同休業に係る配偶者と生活を共にしなくなったことその他人事院規則で定める事由に該当すると認めるときは、当該配偶者帯同休業の承認を取り消すものとする。

【趣旨】

- 1 配偶者帯同休業の承認の失効事由として、職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は配偶者が死亡し、若しくは職員の配偶者でなくなった場合を定めている。
- 2 任命権者が配偶者帯同休業の承認を取り消す事由として、職員が配

偶者と生活を共にしなくなった場合、職員が出産し、又は育児休業を取得する場合などを定めることを想定している。

第7 配偶者帯同休業に伴う任期付採用及び臨時的任用

- 1 任命権者は、第3の1又は第4の1による請求があった場合において、当該請求に係る期間（請求期間）について職員の配置換えその他の方法によって当該請求をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次に掲げる任用のいずれかを行うことができること。この場合において、(2)に掲げる任用は、請求期間について1年（第4の1による請求があった場合にあつては、当該請求による延長前の配偶者帯同休業の期間の初日から当該請求に係る期間の末日までの期間を通じて1年）を超えて行うことができないこと。
 - (1) 請求期間を任用の期間（任期）の限度として行う任期を定めた採用
 - (2) 請求期間を任期の限度として行う臨時的任用
- 2 任命権者は、1により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならないこと。
- 3 任命権者は、1により任期を定めて採用された職員の任期が請求期間に満たない場合にあつては、当該請求期間の範囲内において、その任期を更新することができること。
- 4 2は、3により任期を更新する場合について準用すること。
- 5 任命権者は、1により任期を定めて採用された職員を、任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、その任期中、他の官職に任用

することができること。

- 6 1に基づき臨時的任用を行う場合には、国家公務員法第60条第1項から第3項までの規定は、適用しないこと。

【趣旨】

- 1 配偶者の外国への転勤等は他律的で、かつ、突発的に発生することも想定されることから、有為な職員の継続的な勤務を促進するという制度の目的に沿った活用を促すため、任命権者は、配偶者帯同休業又は配偶者帯同休業の期間の延長の請求があった場合において、職員の配置換えその他の方法によって当該請求をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該請求をした職員の業務を処理するため、①当該請求に係る期間を任用の期間の限度として行う任期を定めた採用、②当該請求に係る期間を任用の期間の限度として行う臨時的任用のいずれかを行うことができることとしている。この場合、臨時的任用は、1年（配偶者帯同休業の期間の延長の請求があった場合にあっては、延長前の配偶者帯同休業の期間の初日から、延長の請求に係る期間の末日までの期間を通じて1年）を超えて行うことはできないこととしている。
- 2 1により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にあらかじめ任期を明示しなければならないこととしている。
- 3 任期付採用職員の任期が配偶者帯同休業又は配偶者帯同休業の期間の延長の請求に係る期間に満たない場合には、当該期間の範囲内で任期を更新することができることとしている。
- 4 任期付採用職員の任期を更新する場合についても、当該職員に任期を明示しなければならないこととしている。

- 5 任期付採用職員を他の官職に任用することができる場合は、任期を定めた採用の趣旨に反しない場合に限るものとしている。
- 6 1に基づき臨時的任用を行う場合には、国家公務員法第60条第1項から第3項までの規定は、適用しないこととしている。

第8 職務復帰後における給与の調整

配偶者帯同休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事院規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができること。

【趣旨】

配偶者帯同休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、配偶者帯同休業が公務の円滑な運営に資する制度であることに鑑み、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事院規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができることとしている。

第9 人事院規則への委任

この法律の実施に関し必要な事項は、人事院規則で定めること。

【趣旨】

この法律の実施に関し必要な事項を人事院規則に委任することを定めている。具体的には、配偶者帯同休業の請求手続等について、人事院規則で定めることを想定している。

第10 実施時期等

- 1 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内の日から施行すること。
- 2 この制度の導入に伴い、所要の規定の整備を行うこと。

以 上